

福岡県公報

平成19年3月26日

第2657号

目次

告示(第618号-第632号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 換地を定めない土地の指定 (農地計画課) 1
- 換地を定めない土地の指定 (農地計画課) 2
- 換地を定めない土地の指定 (農地計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 3
- 公共測量の実施 (土木管理課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 大規模小売店舗舗立法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 5
- 保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 6
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 7

告示

福岡県告示第618号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田池線	田川郡福智町神崎1056番111先から同郡同町赤池367番314先まで
飯塚	飯塚山田線	飯塚市柏の森2083番先から同市柏の森541番1先まで

福岡県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	天和		311	田	735のうち101
豊前市	天和		312	田	794のうち2
豊前市	大河内		296	田	442のうち61
豊前市	大河内		308	田	488のうち2
豊前市	下河内		11	田	328のうち209
豊前市	下河内		12	田	223のうち3
豊前市	天和		383-1	田	860のうち8
豊前市	天和		324	田	761のうち150

豊前市	天和		325	田	139のうち3
豊前市	天和		294	田	218のうち152
豊前市	天和		317	田	8.57のうち3
豊前市	天和		304	田	969のうち129
豊前市	天和		305-1	田	118のうち2

福岡県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	広瀬		66	田	536のうち113
豊前市	久路土		1533	田	1471のうち139
豊前市	広瀬		73	田	523のうち219
豊前市	久路土		626-1	田	820のうち250
豊前市	久路土		1551	田	1389のうち395
豊前市	久路土		1566-1	田	283のうち115
豊前市	久路土		601-1	田	370のうち194
豊前市	久路土		624	田	849のうち66
豊前市	久路土		345	田	751のうち262
豊前市	久路土		475-1	田	1043のうち719
豊前市	久路土		604-1	田	714のうち213
豊前市	高田		47-1	田	1635のうち514
豊前市	広瀬		113-4	田	667のうち123

豊前市	広瀬		132	田	1246のうち101
豊前市	久路土		479-1	田	1962のうち291
豊前市	高田		37-1	田	728のうち163
豊前市	塔田		146	田	1582のうち123
豊前市	広瀬		68	田	815のうち399
豊前市	広瀬		128	田	1899のうち148
豊前市	広瀬		131	田	1404のうち155
豊前市	広瀬		129	田	1070のうち147
豊前市	広瀬		115-1	田	934のうち148
豊前市	広瀬		77-1	田	381のうち257
豊前市	塔田		180	田	1014のうち306
豊前市	塔田		228	田	560のうち236
豊前市	塔田		210	田	1100のうち287
豊前市	久路土		1352	田	533のうち187
豊前市	塔田		223	田	545のうち253

福岡県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河西部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	天和		26-1	田	1619のうち297
豊前市	天和		71-1	田	473のうち265
豊前市	天和		21-1	田	993のうち257

豊前市	天和		18	田	1405のうち200
豊前市	天和		61	田	445のうち306
豊前市	天和		157	田	859のうち521
豊前市	天和		86	田	475のうち328
豊前市	天和		179	田	1211のうち174
豊前市	天和		229-1	田	550のうち477
豊前市	天和		144-1	田	1164のうち192
豊前市	下河内		480-1	田	654のうち281
豊前市	下河内		463-1	田	601のうち389
豊前市	下河内		1217	田	252のうち149
豊前市	下河内		1682	田	1936のうち425
豊前市	下河内		1262-1	田	2121のうち524
豊前市	下河内		1664-1	田	812のうち235
豊前市	下河内		1430-1	田	1432のうち305
豊前市	下河内		1724	田	746のうち312
豊前市	下河内		1745	田	1213のうち293
豊前市	下河内		1390	畑	605のうち280
豊前市	下河内		1686	田	1201のうち655
豊前市	下河内		1753	田	794のうち291
豊前市	天和		207	田	502のうち97
豊前市	山内		276	田	642のうち231
豊前市	下河内		543-1	田	1450のうち860
豊前市	下河内		576	田	1153のうち887

福岡県告示第622号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字ウト2953-1及び2953-4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字仲原2940番地の7
松元 春男

福岡県告示第623号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字大淵字岩根2227の1、2227の19、2227の21
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第624号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字峠3052、字小松原3742の20、3744、3752の6、3755、3757、3765の2、3770の1、3771の1、3771の2、3775、字本山下4092の2、字中畠4122、4123、4129、字古賀5889、5903、5906の2、5907から5909まで、5913、5915、5916の1、5917、大字北大淵字藤柿ノ原5877の2、5883の1、5884から5886まで、字高倉6000、6002、6005、6006、6007の1、6007の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第625号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区	平成19年2月20日から 平成19年3月30日まで

福岡県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事 務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
行 橋	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬140番1先から 同郡同町犀川横瀬113番1先まで

福岡県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
------------	------------	-------	--------------	-----	---------------	---------------

福岡	県道	山新田宮線	前	糟屋郡久山町大字山田2480番13先から 同郡新宮町大字立花口2153番1先まで	4.2 ～ 24.8	1,042.0
			前	同上	14.0 ～ 50.0	1,085.0
			後	同上	14.0 ～ 50.0	1,085.0

福岡県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	直方橋線	前	直方市大字頓野3884番7先から 同市大字頓野3870番3先まで	7.6 ～ 8.2	77.2
			後	直方市大字頓野3884番5先から 同市大字頓野3870番3先まで	7.6 ～ 8.0	41.2
直方	県道	福岡直線	前	宮若市龍徳1457番1先から 同市龍徳1198番5先まで	12.4 ～ 17.8	238.6

			後	同上	12.4 ～ 18.6	238.6
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方停車場線	直方市日吉町826番6先から 同市日吉町1137番先まで
直方	直方橋線	直方市大字頓野990番1先から 同市大字頓野995番1先まで
直方	直方橋線	直方市大字頓野1222番1先から 同市大字頓野1215番2先まで
直方	福岡直線	宮若市龍徳1457番1先から 同市龍徳1455番6先まで
直方	福岡直線	宮若市本城1155番1先から 同市龍徳1122番3先まで
直方	福岡直線	宮若市龍徳1124番6先から 同市龍徳1457番1先まで

福岡県告示第630号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グッディ大野城店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川6丁目8番1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
1,722平方メートル	2,803平方メートル

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
大野城市御笠川6丁目8番1 外	84	大野城市御笠川6丁目8番1 外	139

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
-	0	大野城市御笠川6丁目8番1 外	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
大野城市御笠川6丁目8番1 外	30.08	大野城市御笠川6丁目8番1 外	60.16

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物保管施設の位置	容量 (立方メートル)
大野城市御笠川6丁目8番1 外	27	大野城市御笠川6丁目8番1 外	18.60

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	大野城市御笠川6丁目8番1 外	3	大野城市御笠川6丁目8番1 外

福岡県告示第631号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号までを結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡市早良区大字椎原字長野553の50、553の59

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡市早良区大字椎原字フクノタケ378の10、378の11、378の14

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡市早良区大字小笠木字釜ヶ谷203、字冷水谷182、183、185、187

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年11月福岡県告示第1392号岡垣都市計画下水道事業岡垣公共下水道（岡垣町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

岡垣町

2 都市計画事業の種類及び名称

岡垣都市計画下水道 岡垣公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年3月2日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成13年福岡県告示第1392号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
売刷 チュニエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)